

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
クレーン及び特殊自動車使用規程

（平成16年4月19日）
規程第110号

改正 平成24年2月23日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（J-PARC を除く。以下「機構」という。）のクレーン及び特殊自動車の使用に関して災害を防止し、保安を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「特殊自動車」とは、機構に属するフォークリフト、普通電気自動車、特定物運搬車（電磁石等運搬据付用、けん引台車を含む。）及びクレーン付自動車をいう。
- (2) 「共同利用実験者等」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号）第2条に定める研究員等をいう。

(関係法令の遵守)

第3条 クレーン及び特殊自動車の使用にあたっては、この規程に定めるもののほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(使用の範囲)

第4条 クレーン及び特殊自動車は、研究機器等の運搬のために使用するものとする。

(使用者の資格)

第5条 クレーン及び特殊自動車の運転に従事できる者は、別表第1の業務内容に応じた免許、資格等を有する者とする。ただし、車両をけん引する場合は、けん引免許証を有する者でなければ運転することはできない。

(管理責任者)

第6条 機構長は、クレーン及び特殊自動車ごとに、有資格者のうちから管理責任者を指名するものとする。

2 管理責任者は、当該クレーン及び特殊自動車を常に安全な状態に維持するため別表第2に掲げる区分により定期の自主検査を行い記録するものとする。ただし、1月を超える期間使用しないクレーン及び特定物運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

3 管理責任者は、前項ただし書のクレーン及び特定物運搬車については、その使用を再び開始する際に、別表第2の1月につき少なくとも1回行う点検項目により自主検査を行わなければならない。

(使用)

第7条 職員以外の者がクレーン及び特殊自動車を使用する場合は、別に定める使用願に所要事項を記入のうえ、機構長の承認を得なければならない。

- 2 クレーン及び特殊自動車を使用する者は、その都度使用簿に所要事項を記入するものとする。
- 3 特殊自動車のうち、クレーン付自動車の使用にあたっては、この規程に定めるもののほか、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則(平成16年規則第22号)によるものとする。

(使用前後の点検・整備等)

第8条 クレーン及び特殊自動車を使用する者は、運転を開始する前に諸装置の作動状態等を点検し、異常がないことを確認したうえで運転するものとする。ただし、玉掛けの作業を伴う場合は、玉掛け用具等についても点検するものとする。

- 2 クレーン及び特殊自動車を使用した者は、必ず使用後の点検を行い、次に使用する者に支障のないように努めなければならない。

(報告)

第9条 クレーン及び特殊自動車の運転時において故障等が生じた場合は、速やかに管理責任者にその旨報告しなければならない。

(弁償)

第10条 クレーン及び特殊自動車を使用する者が故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月23日規程第13号)

この規程は、平成24年2月23日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 クレーン

業務内容	免許・資格等
・つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転業務	(1)クレーン運転士免許
・床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンで、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転業務	(1)クレーン運転士免許 (2)労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第78条第18号の4に規定する床上操作式クレーン運転技能講習の修了者の資格
・つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務	(1)クレーン運転士免許 (2)安衛則第78条第18号の4に規定する床上操作式クレーン運転技能講習の修了者の資格 (3)クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号。以下「クレーン則」という。)第21条に規定する特別の教育を受けた者
・つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務	(1)安衛則第78条第22号に規定する玉掛け技能講習の修了者の資格
・つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛けの業務	(1)前欄(1)に掲げる資格 (2)クレーン則第222条に規定する特別の教育を受けた者

2 フォークリフト

業務内容	免許・資格等
・最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転〔道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。〕の業務	(1)安衛則第78条第20号に規定するフォークリフト運転技能講習の修了者の資格
・最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	(1)前欄(1)に掲げる資格 (2)安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)第7条に規定する特別の教育を受けた者

3 普通電気自動車及び特定物運搬者

業務内容	免許・資格等
・普通電気自動車及び特定物運搬車の運転の業務	(1)大型自動車免許 (2)普通自動車免許 (3)大型特殊自動車免許

4 クレーン付自動車

業務内容	免許・資格等
・自動車運転の業務	(1)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構自動車使用規則（平成16年規則第22号）に定める運転者
・つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務	(1)移動式クレーン運転士免許
・つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	(1)移動式クレーン運転士免許 (2)安衛則第78条第18号の5に規定する小型移動式クレーン運転技能講習の修了者の資格
・つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務	(1)移動式クレーン運転士免許 (2)安衛則第78条第18号の5に規定する小型移動式クレーン運転技能講習の修了者の資格 (3)クレーン則第67条に規定する特別の教育を受けた者
・つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務	「1 クレーン」のつり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務の資格と同じ。
・つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛けの業務	「1 クレーン」のつり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛けの業務の資格と同じ。

別表第2（第6条関係）

クレーン及び特殊自動車の定期の自主検査の項目及び回数

区分	点検項目	回数
クレーンつ り上げ荷重 3t以上 (性能検査)	<p>1 次に掲げる部分の構造及び機能についての検査</p> <p>(1)クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構成部分</p> <p>(2)原動機</p> <p>(3)ブレーキ及びクラッチ</p> <p>(4)つり上げ機構及び機械部分</p> <p>(5)ワイヤロープ又はつりチェーン</p> <p>(6)フック、グラブバケット等のつり具</p> <p>(7)巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置</p> <p>(8)配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラー</p> <p>(9)ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分並びにワインチの据付けの状態</p> <p>(10)基礎</p> <p>2 荷重実験</p>	2年につき少なくとも1回
クレーンつ り上げ荷重 0.5t以上 (定期検査)	<p>1 次に掲げる部分の異常又は損傷の有無</p> <p>(1)レーキ及びクラッチ</p> <p>(2)ワイヤロープ又はつりチェーン</p> <p>(3)フック、グラブバケット等のつり具</p> <p>(4)巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置</p> <p>(5)配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラー</p> <p>(6)ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分並びにワインチの据付けの状態</p> <p>2 荷重試験（ただし、当該定期検査を行う日前2月以内に性能検査に基づく荷重試験を行った場合には、省略することができる。）</p>	<p>1については1月につき少なくとも1回</p> <p>2については1年につき少なくとも1回</p>
フォークリフ ト	<p>次に掲げる部分の異常の有無</p> <p>(1)圧縮圧力、弁すき間その他原動機</p> <p>(2)デファレンシャル、プロペラシャフトその他動力伝達装置</p> <p>(3)タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置</p> <p>(4)かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置</p> <p>(5)制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他の制動装置</p>	1年につき少なくとも1回

	(6) フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置 (7) 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置 (8) 電圧、電流その他電気系統 (9) 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器	
フォークリフト	次に掲げる部分の異常の有無 (1) 制御装置、クラッチ及び操縦装置 (2) 荷役装置及び油圧装置(安全弁を含む。) (3) ヘッドガード及びバックレスト	1月につき少なくとも1回
普通電気自動車及び特定物運搬車	次に掲げる部分の異常又は損傷の有無 (1) ハンドル、ブレーキ及びアクセル (2) バッテリー、方向指示器及び警音器 (3) タイヤ (4) 荷役装置及び油圧装置(安全弁を含む。)	1月につき少なくとも1回
クレーン付自動車	クレーン 1 次に掲げる部分の異常又は損傷の有無 (1) ブレーキ及びクラッチ (2) ワイヤロープ又はチェーン (3) フック、グラブバケット等のつり具 (4) 卷過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置 (5) 配線、配電盤及びコントローラー 2 荷重試験	1については1月につき少なくとも1回 2については1年につき少なくとも1回
	自動車 次に掲げる部分の異常又は損傷の有無 (1) ハンドル、ブレーキ及びアクセル (2) タイヤ (3) 方向指示器 (4) 警報装置 (5) 前照灯及び尾灯	1月につき少なくとも1回